

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会

# 会員制度協賛店事業協賛店マニュアル

2014.3 改訂



## 目 次

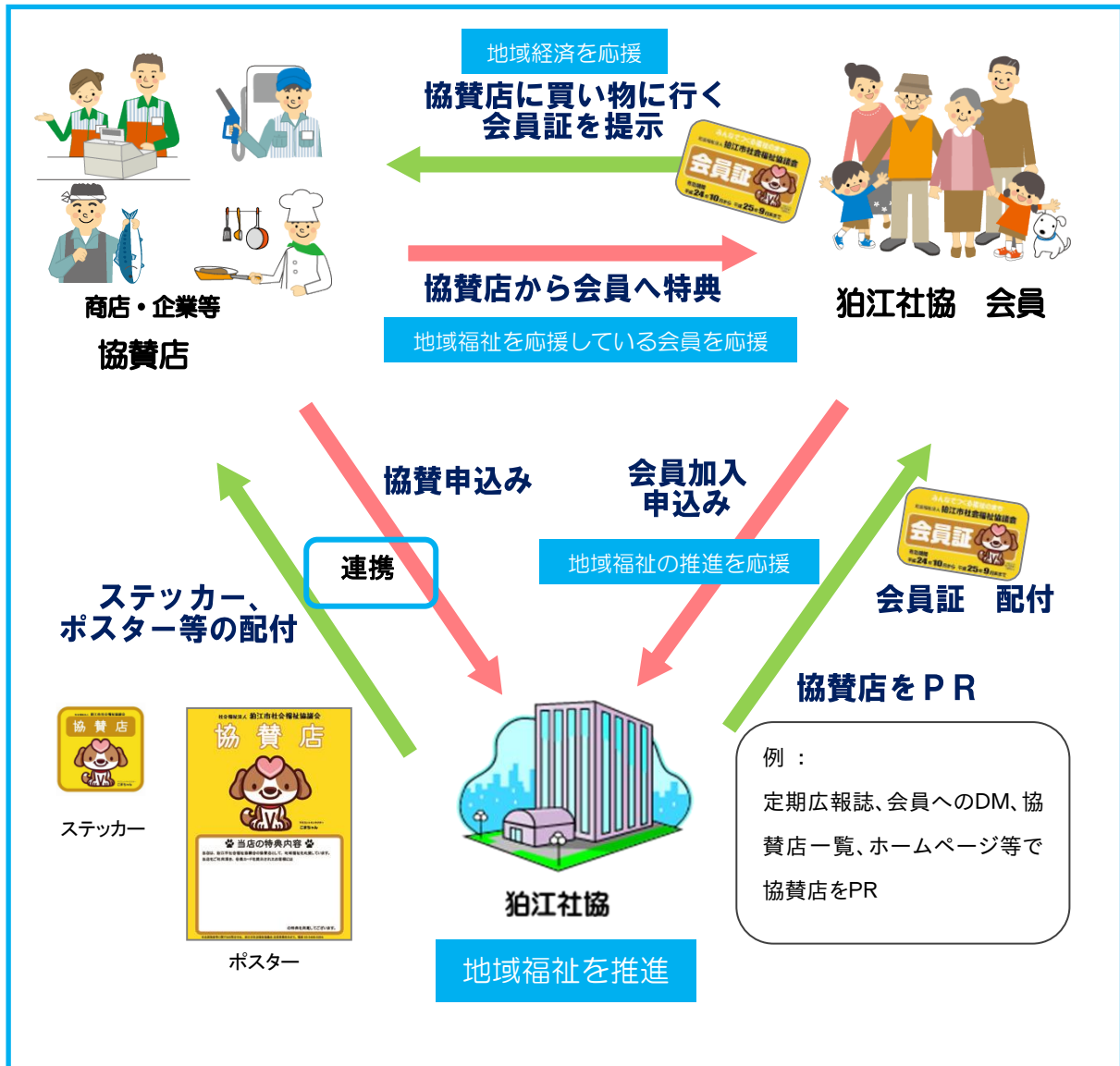
事業概要	2
協賛店になったら	3
協賛店からの特典の提供について	4
登録内容を変更する場合	5
協賛を終了する場合	6
Q & A	7
事業の運営主体	8
会員制度協賛店事業実施要綱	9

## 事業概要

この事業は、地域の企業・商店等と狛江市社会福祉協議会が連携し、福祉のまちづくり推進のための会員制度普及・啓発を目的として実施するものです。

協賛店の皆様には、狛江市の地域福祉を支えてくださる狛江市社会福祉協議会の会員に対し、特典の提供等を通して、地域福祉の応援をしていただく事業となります。

## 事業のイメージ図



## 協賛店になったら

協賛店には、協賛店の証として、ステッカーとポスターをお送りいたします。

ステッカーは協賛店であるという目印。ポスターは目印と同時に特典内容を明示するものです。

### 1 ステッカーの掲示について

店舗入口、ドア付近など、目立つ所に貼付してください。（出来れば、通行人に協賛店だとわかるように店外に貼付お願いします。）ステッカーが劣化した場合等には、狛江市社会福祉協議会事務局までご連絡ください。新しいステッカーをお送りします。



ステッカー（横 12cm×縦 12cm）

耐光・耐水タイプ

### 2 ポスターの掲示について

特典内容をポスター内余白に記入し、店内の目立つ所に掲示してください。ポスターが劣化した場合等には、狛江市社会福祉協議会事務局までご連絡ください。新しいポスターをお送りします。また、店舗のスペース上、小さいサイズが必要である場合は、狛江市社会福祉協議会事務局までご相談ください。個別に対応させていただきます。



ポスター（A3サイズ）

耐光・耐水タイプ

「協賛店登録申込書」に記入した特典と同じ内容をご記入ください。

## 協賛店からの特典の提供について

粕江市社会福祉協議会の会員が、協賛店をご利用時に、会員証を提示した場合、事前に登録してある特典をご提供いただくことになっています。

### 1 特典の対象

粕江市社会福祉協議会の会員

※会員とは：地域福祉を推進する社会福祉協議会を財政的に支援してくださる市民、団体等



表面



裏面

会員証 ※会員に配付されます

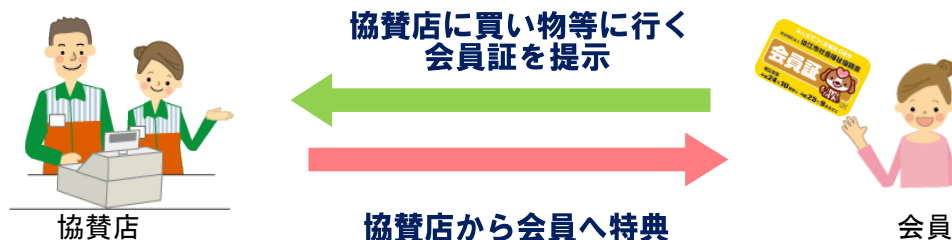
裏面に、特典を受ける際の注意事項が記載されています。

※会員証は1年更新です。**有効期限も記載**されており、期限を過ぎた会員証は無効です。

※**毎年デザインが変わります**ので、ご注意ください。マスコットキャラクターは必ず印刷されています。

### 2 特典の提供方法

粕江市社会福祉協議会の会員が、協賛店をご利用時に、会員証を提示した場合、事前に登録してある特典をご提供ください。



### 3 特典の提供ルール

- ① 「協賛店登録申込書」及び「協賛店ポスター」に記載した特典を提供してください。
- ② 会員証は、他のサービス、クーポン券、優待特典等との併用はできません。
- ③ 会員証のご利用は、会員本人様のみ有効で、利用1回あたりの特典対象は1名までとしています。  
※団体・法人等会員による会員証のご利用は、その団体等の構成員のみ有効で、利用1回あたりの特典対象は1名まで。
- ④ 特典の提供は、会員から会員証の提示があった場合のみ行ってください。会員証を家に忘れた等の理由で提示がない場合は特典の提供はできません。

### 4 接客従業員さまへの周知

会員からの会員証提示や質問に対し、適切にご対応いただくために、接客従業員さまへ本事業の周知をよろしく願います。

## 登録内容を変更する場合

店舗名、所在地、電話番号、特典内容など、登録内容を変更する場合は、原則としてその1ヶ月前までに「協賛店登録内容変更届」(12P)を狛江市社会福祉協議会 事務局までご提出ください。事務局で受領後、「ホームページ」の内容を更新するとともに、次回発行の「協賛店一覧」等に内容を反映します。

なお、登録内容変更のタイミングによっては、既に発行済みの「協賛店一覧」、「チラシ」、「広報誌」等と内容の齟齬が生じますので、ご了承ください。もし会員から問い合わせがあった場合には、その旨説明をお願いいたします。

※協賛店一覧を始めとした協賛店紹介の媒体には、留意事項として「協賛店、特典等は予告なく変更になる場合があります」との記載がされています。

様式第 2 号		年	月	日
社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会 会員制度協賛店事業 行				
(住所) 〒				印
(店舗等名)				
(代表者名)				
社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 会員制度協賛店事業 <b>協賛店登録内容変更届</b>				
社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 会員制度協賛店事業に登録されている内容を、下記のとおり変更したいので、規定により届け出ます。				
<b>記</b>				
1 登録内容変更年月日				
年 月 日				
2 登録内容(変更前)				
3 登録内容(変更後)				
4 担当者(変更内容を確認できる方)				
氏名				
連絡先	住所			
	電話			

## 協賛を終了する場合

会員制度協賛店事業への協賛を終了する場合は、原則としてその1ヶ月前までに「協賛店登録解除届」(13P)を狛江市社会福祉協議会 事務局までご提出ください。

事務局にて受領後、「ホームページ」や「協賛店一覧(次回発行分から)」等から削除します。

協賛店の登録を解除したときは、解除の日以後、協賛店の証(ステッカー・ポスター)は全て取り外してください。

なお、年度途中において協賛を終了された場合、既に発行済みの「協賛店一覧」等と内容の齟齬が生じます。もし会員から問い合わせがあった場合には、その旨説明をお願いいたします。

※協賛店一覧を始めとした協賛店紹介の媒体には、留意事項として「協賛店、特典等は予告なく変更になる場合があります」との記載がされています。

様式第 3 号		年	月	日
社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会				
会員制度協賛店事業 行				
(住所) 〒				
(店舗等名)				
(代表者名)				
印				
社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 会員制度協賛店事業 <b>協 賛 店 登 録 解 除 届</b>				
社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 会員制度協賛店事業への登録を、下記のとおり解除したいので、規定により届け出ます。				
記				
1 登録解除年月日				
年 月 日				
2 理由				
3 担当者(登録解除について確認できる方)				
氏名				
連絡先	住所			
	電話			
※協賛店の登録解除にあたり、協賛店ステッカー等を店舗から取り外してください。		受付年月日	受付者	
		年 月 日		

## Q & A

### Q 1 協賛店になった場合、費用はかかりますか？

割引などに関わる費用は各協賛店の負担とさせていただきますが、本事業に協賛いただくための協賛金や入会金などの負担はございません。

### Q 2 協賛店はこういったところで紹介されているのですか？

協賛店は狛江市社会福祉協議会のホームページ（協賛店事業専用サイト）や協賛店一覧（会員に会員証と一緒に配付）で紹介します。

### Q 3 協賛店ステッカー・ポスターは必ず貼らなければなりませんか？

ステッカー・ポスターは協賛店であることや特典内容をわかっていただく為の重要なツールとなりますので、原則それぞれ目立つところに貼付していただければと思います。ただし、店舗スペースの都合や経営方針等で、どうしても貼れない場合は、狛江市社会福祉協議会 事務局までご連絡ください。個別に対応いたします。

### Q 4 （会員でない方は）会員証をどこで、どうやって手に入れるのですか？

会員証は、狛江市社会福祉協議会の会員に入会し、年会費を納めていただいた方にお渡ししています。会員種別、年会費は次の通りです。

●つつじ会員 1,000 円 ●いちよう会員 10,000 円 ●さくら会員 30,000 円

会員になりたいというお客様がいらっしゃいましたら、お手数ですが狛江市福祉協議会 事務局まで連絡するようご案内ください。

TEL：03-3488-0294 狛江市社会福祉協議会 会員事業担当

### Q 5 家に忘れてきた等の理由で会員証の提示ができない会員に対して、特典の提供はどうしたら良いのですか？

会員であっても、ご利用時に会員証の提示がない場合は、特典の提供はしません。

会員証の裏面、協賛店一覧等に「当会の協賛店をご利用の際に会員証を提示すると、何らかの特典が受けられます。」と明記してありますので、その旨ご説明お願いします。

### Q 6 特典を変更したい時はどうしたら良いのですか？

特典内容など、登録内容を変更する場合は、原則としてその1ヶ月前までに「協賛店登録内容変更届」（12P）を狛江市社会福祉協議会 事務局までご提出ください。

詳しくは、本マニュアルの5Pをご覧ください。



## 事業の運営主体

本事業の運営主体は、社会福祉法人狛江市社会福祉協議会です。

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会（狛江社協）は、民間の福祉団体（社会福祉法人）で、地域の社会福祉事業経営者、福祉活動を行う方々及び多くの市民の参加により民間の立場から福祉のまちづくりを目指して、市民の皆さんの参加による福祉活動の推進・支援の他、行政からの受託事業、介護保険サービスなど、様々な地域福祉事業に取り組んでいます。

設 立	昭和45年5月22日(任意団体として設立)
法人認可	昭和49年12月4日(社会福祉法人として認可)
基本財産	100万円
住 所	〒201-0013 東京都狛江市元和泉2-35-1 あいとぴあセンター内1階

### 社会福祉協議会（社協）とは・・・

社会福祉法という法律の第109条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されており、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体です。住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命としています。

### 狛江市社会福祉協議会の会員について・・・

会員とは、狛江市社会福祉協議会が行う地域福祉事業にご理解をいただき、財政的に応援して下さる方、また、可能な範囲で私たちと一緒に地域福祉の推進に参加して下さる方のことをいいます。一言でいうと、当会を応援して下さるサポーターです。

#### ■会員種別と年会費

つつじ会員 1,000円    いちょう会員 10,000円    さくら会員 30,000円

※年会費は、当会が行う“共助の推進”のための様々な地域福祉事業と人件費を除く法人運営の財源となっています。

## お問合せ窓口（本事業の事務局）

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会 地域福祉課 会員事業担当  
住 所 狛江市元和泉2-35-1 あいとぴあセンター内1階  
電 話 03-3488-0294 (代表)  
F A X 03-3430-9779  
H P 狛江社協 <http://www.komae-shakyo.or.jp/info/>  
協賛店紹介サイト <http://294.komae.org/>  
メール [soshiki-k@komae-shakyo.or.jp](mailto:soshiki-k@komae-shakyo.or.jp)

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会  
会員制度協賛店事業実施要綱

平成 24 年 3 月 29 日  
要綱第 1 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人狛江市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の行う会員制度の普及・啓発・会員加入の増進を目的とした会員制度協賛店事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員制度協賛店事業 協議会の会員が協賛店を利用した際、会員カードを提示することにより、特典を受けることができる事業をいう。
- (2) 会員カード 協議会の会員に配付される会員証をいう。
- (3) 協賛店 協議会の会員制度協賛店事業に登録し、会員カードを提示した本会会員に特典を提供する等、協議会の会員制度の普及・啓発・会員加入促進に協力する店舗等をいう。
- (4) 特典 協賛店が任意に定めた割引やおまけ等の優遇サービスをいう。
- (5) 協賛店の証 協賛店である旨や特典内容を表示するために協賛店が掲示するステッカー等をいう。

(登録、変更、解除の手続き等)

第 3 条 会員制度協賛店事業に登録を希望する店舗等は、協賛店登録申込書（様式第 1 号）により協議会に申し込むものとする。登録については無料とする。

- 2 協議会は申込書の内容等により審査の上、協賛店の登録を行う。必要に応じて電話調査や個別訪問により、登録を希望する店舗等の調査を行うことができる。
- 3 協賛店が申込書の内容を変更しようとするときは、原則としてその 1 ヶ月前までに、協賛店登録内容変更届（様式第 2 号）により、協議会に届け出るものとする。
- 4 協賛店が協賛店の登録を解除しようとするときは、原則としてその 1 ヶ月前までに、協賛店登録解除届（様式第 3 号）により、協議会に届け出るものとする。

(協賛店の証の交付等)

第 4 条 審査の結果、会員制度協賛店事業の協賛店として登録された店舗等に対しては、協賛店の証を交付する。また、協賛店登録申込書（様式第 1 号）に記載された登録情報は、協議会ホームページ、広報誌、パンフレットに掲載する等、市民への情報提供に使用する。

- 2 協賛店は、協賛店の証の取り扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。
  - (1) 提供する特典の内容を協賛店の証の所定位置に記載し、店舗の見やすい位置に掲示すること。ただし、店舗経営上やむを得ないと認め、会長が許可した場合においては、この限りではない。

(2) 特典の内容を変更するときは、変更の日以後、速やかに協賛店の証の記載を変更すること。

(3) 協賛店の登録を解除したときは、解除の日以後、協賛店の証を掲示してはならないこと。

(登録の拒否及び取り消し)

第5条 協賛店の行う事業又は特典内容等が、次の各号に該当する場合、協賛店の登録を拒否又は取り消すことができる。

(1) この要綱またはこの要綱に基づく規定に違反するもの。

(2) 会員制度協賛店事業の実施上、支障があると認められるもの。

(3) 法令等に違反する又はそのおそれがあるもの。

(4) 公序良俗に反する又はそのおそれがあるもの。

(5) 政治性又は宗教性のあるもの。

(6) 人権侵害の事象があるもの又はそのおそれのあるもの。

(7) その他、登録しないことが適当と認められるもの。

(報告)

第6条 会長は、協賛店に対し会員制度協賛店事業において必要と認められる事項についての報告を求めることができる。

(庶務)

第7条 事業運営に係る諸事務については、地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会  
 会員制度協賛店事業 行

(住所) 〒

(店舗等名)

(代表者名)

印

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 会員制度協賛店事業  
**協 賛 店 登 録 申 込 書**

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 会員制度協賛店事業の趣旨に賛同し、下記のとおり協賛店として登録いたします。

記

1 申込者

業種区分 <small>いずれかに○をつけてください</small>	スイーツ& パン	飲食店	買い物	美容&健康	その他	
店舗等の名称	(フリガナ)					
店舗所在地						
担当部署・ 担当者氏名	(フリガナ)					
電話番号		-		-		
FAX番号		-		-		
電子メール	@					
営業時間	時 分 ~		時 分		(24時間表示)	
定休日						
ホームページURL	http://					

2 特典内容(社会福祉協議会の会員に対する特典を定めてください。) ※わかりやすいように簡潔にお書きください  
 (他のサービス、優待特典との併用はできないルールはございます)

--

3 店舗等の紹介コピー及びコメント ※小文字(ヤッコ等)、空白、句読点等も1文字として数えます

キャッチコピー (25文字以内)	
紹介コメント (90文字以内)	

※登録内容はホームページ等で公開することがあります。公開を希望しない項目がある場合は、この欄にお書きください。

--

※ 協賛店としての登録は、協賛店の証の交付をもって登録とします。

受付年月日	受付者
年 月 日	

年 月 日

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会  
 会員制度協賛店事業 行

(住所) 〒

(店舗等名)

(代表者名)

印

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 会員制度協賛店事業  
**協賛店登録内容変更届**

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 会員制度協賛店事業に登録されている内容を、下記のとおり変更したいので、規定により届け出ます。

記

1 登録内容変更年月日

年	月	日
---	---	---

2 登録内容(変更前)

--

3 登録内容(変更後)

--

4 担当者(変更内容を確認できる方)

氏名	
連絡先	住所
	電話

受付年月日	受付者
年 月 日	

様式第 3 号

年 月 日

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会  
会員制度協賛店事業 行

(住所) 〒

(店舗等名)

(代表者名)

印

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 会員制度協賛店事業  
**協 賛 店 登 録 解 除 届**

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会 会員制度協賛店事業への登録を、下記のとおり解除したいので、規定により届け出ます。

記

1 登録解除年月日

年 月 日
-------

2 理由

理由
----

3 担当者(登録解除について確認できる方)

氏名	
連絡先	住所
	電話

※ 協賛店の登録解除にあたり、協賛店ステッカー等を店舗から取り外してください。

受付年月日	受付者
年 月 日	

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会  
会員制度協賛店事業協賛店マニュアル

平成24年10月発行

平成25年 3月改訂

平成26年 3月改訂

発行者

社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会

東京都狛江市元和泉2-35-1

あいとぴあセンター内1階

電 話 03-3488-0294

F A X 03-3430-9779